

議案第 49 号

墨田区東駒形コミュニティ会館の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 26 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区東駒形コミュニティ会館の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、墨田
区東駒形コミュニティ会館の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
墨田区東駒形コ ミュニティ会館	東京都文京区大塚三丁目 1 番 1 号 東駒形 T R C 賀川記念館グルー プ 代表者 株式会社図書館流通 センター 代表取締役 谷一 文子	令和 8 年 4 月 1 日から令 和 13 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

墨田区東駒形コミュニティ会館の指定管理者を指定する必要がある。